明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一一）　二

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四五）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**四六）　二
○カンビア地方給水整備計画のための贈与に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一八）　三
○千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書へのポルトガル共和国等の加入に関する件（**同**一九）
○食糧援助に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二〇）
○麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の付表Ⅱの物質を付表Ⅰに転記することに関する件（**同**二一）
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づきアメリカ合衆国政府により日本国政府に対し供与される統合攻撃戦闘機Ｆ－三十五航空システム及び関連附属任務機器に関連する秘密情報の秘密保持及び保護に関する書簡の交換に関する件（**同**二二）　三
○文部科学省認定社会通信教育の廃止を許可した件（**文部科学**六）　四
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**厚生労働**二三）　四
○海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第二項の規定による同条第一項に規定する旧水先区の水先人の免許に係る水先区を同項に規定する新水先区とした件（**国土交通**七九）　五
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第二項の規定による同条第一項に規定する旧水先区の水先人の免許に係る水先区を同項に規定する新水先区とした件（**国土交通**七九）　五
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人の住所等を変更した件（**同**八〇、八一）　六
○航路標識に関する件
（**海上保安庁**三三～三七）　七
○道路に関する件
（**東北地方整備局**一七）　八
○道路に関する件
（**中部地方整備局**一三、一四）　八
○道路に関する件
（**中国地方整備局**八、九）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**一一）　八

〔国会事項〕

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催
（関東経済産業局、九州同）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分、鉱業法第一八九条の規定、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
地方公共団体
公債償還（東京都区）、教育職員免許状失効関係　一三〇
会社その他

〔人事異動〕

内閣
法務省　外務省　最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕

一〇

〔褒　賞〕

一〇

〔官庁報告〕

公聴会

本号で公布された法令のあらまし

◇ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一号）（内閣府本府）

1　ゴラン高原国際平和協力隊を置く期間を平成二三年九月三〇日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。